

誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事試行要領

長野県建設部

1 目的

建設産業を支えるために必要な担い手を確保していくことが課題となっており、将来の建設産業の担い手となる若手技術者の不足は、非常に深刻な問題となっている。

このため、労働環境を整備し、今後重要な担い手となっていく、若手や女性、高齢の技術者などが働きやすい現場環境にすることで、誰もが活躍できる、誰もが働きやすい建設現場づくりを推進することを目的とする。

2 試行対象

○対象工事

長野県建設部が発注する建設工事（災害復旧工事は除く）からモデル工事箇所を選定する。

また、維持工事等で実施が困難なもの及び現場での工事期間が短く効果が期待できない工事については、実施対象外とする。

3 取組内容

発注者は下記の取組の中から実施項目を選択する（複数選択可）。なお、建築工事は、（3）のうち「快適トイレの増設」のみ実施できるものとする。

受注者は、施工計画策定までに現地を確認し、実施項目を発注者と協議すること。

○実施項目

（1）現場通路の改善（手すり・すべりにくい通路の設置）

作業員がより安全・安心して従事できるように、作業通路の段差箇所やスロープへの手すり、すべりにくい階段などを設置し、より安全性を高める。

（2）快適な休憩室の設置（①から③のいずれかを選択）

①ゆったりと休憩できるように、ごろ寝のできる休憩室（畳やじゅうたんを敷いたスペース）を設置する。

②効果的な疲労回復を図るため、木材を全部又は一部に使用した休憩室を設置する。

③男性も利用する更衣室・休憩室とは別に女性専用の更衣室・休憩室を設置する。

（3）快適トイレの増設・洗面所の快適化（①、②のいずれかを選択）

- ①快適トイレを複数設置する。(現場事務所と施工箇所に設置など)
- ②通常の洗面所の機能をグレードアップする。
- (4) 施工箇所への給電設備の設置・給電設備の複数化
現場事務所と施工箇所が離れている場合は、施工箇所へ給電する設備を設置する。(商用電源・発電発電機のほか、太陽光発電等の再生可能エネルギーを活用した給電設備を設置することも可)
- (5) 給水設備の設置(①、②のいずれかを選択)
 - ①現場事務所に給水車・仮設水道を配備し、現場事務所・トイレ・洗面所へ給水する。
 - ②現場にウォーターサーバ(温・冷切替用)を設置する。
- (6) 施工箇所に休息スペースの設置
施工箇所に作業員が休息できるスペース(簡易プレハブ・日よけ・テントなど)を設置することで、休息時間を快適にする。
- (7) 現場の安全度向上に係る取組
現場の防犯対策及び安全管理の徹底、自社との連携強化を図るため、現場内にWEBカメラを設置する。

- ※1 施工箇所付近に現場事務所を置く適地がない場合、施工計画等とともに設置箇所・設置基数について協議することができる。
この場合、設計変更により費用を計上する。
- ※2 資材等の入手困難などの理由により、施工計画時の通りに実施ができない場合は、別の実施項目に振り替えて実施することができる。
- ※3 木材の使用にあたっては、「信州の豊かな森林と環境を守る県産材利用促進条例」の主旨に基づき、県産材の利用を原則とする。

4 実施方法

- ・本モデル工事は、原則「発注者指定」とする。
発注者は、あらかじめ「現場説明事項・施工条件明示事項」に、「誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事」である旨を明記する。なお、発注時点でモデル工事である旨の明示が無い場合でも、受発注者協議が整えば、実施可能とする。
- ・現場で実施する項目・特に定めのない仕様については、受注者が現場条件を勘案して、施工計画を策定し、発注者と協議するものとする。
- ・やむを得ず、いずれの項目も実施が困難な場合は、その旨を発注者と協議すること。
- ・受注者は、本モデル工事で実施した取組の効果等を発信するため、以下の

いずれかの取組を行うこと。

- ① 自社の HP や SNS 等での発信する
 - ② 取組状況資料を当該現場にて掲示する
- ・モデル工事の取組を通常工事でも広げていくため、技術管理室はモデル工事の事例集を作成・公開する。

5 費用計上について

・費用の積算方法は下記のとおりとする

- ①現場環境改善実施5項目のうちの1項目（複数選択可）に充てて実施するものとし、現場環境改善費に含まれるものとする。
- ②実施項目に「快適トイレ」を含む場合は「建設工事における「快適トイレ」設置の試行要領（長野県建設部）」により、現場環境改善費を超える部分の費用を積み上げ計上することができる。
- ③現場環境改善费率計上の金額と実施金額に乖離が生じた場合は、事前に協議することで、費用を積み上げにより計上できるものとする。
積み上げ計上できる場合とは、実施額が率計上額を上回り、現場環境改善の効果が確認できる取組を行った場合とし、当該実施項目に係る見積もりを徴取し、率計上による設計金額との差額を現場環境改善費に積上げ計上することができる。
- ④建築工事での費用計上の考え方は、「建築工事における「快適トイレ」設置の試行要領（長野県建設部建築住宅課）」による。

6 適用

本試行要領は、令和5年7月1日以降に起工起案する工事から適用する。

本試行要領は、令和7年4月1日以降に起工起案する工事から適用する。

「現場説明事項・施工条件明示事項」の記載例

(1) 土木工事の場合

1.7 工事現場の環境改善について

(1) 目的

工事現場の現場環境改善は、地域との積極的なコミュニケーションを図りつつ、そこで働く関係者の意識を高めるとともに関係者の作業環境を整えることにより、公共事業の円滑な執行に資することを目的とするものである。よって、受注者は施工に際し、この趣旨を理解し、発注者と協力しつつ地域との連携を図り、適正に工事を実施するものとする。

(2) 現場環境改善の実施内容について

① 現場環境改善費が率計上されている場合は、別紙6「現場環境改善費実施計画表」に基づき、現場着手前までに受発注者協議により決定するものとする。

決定する際は、「現場環境改善費実施計画表」の「実施する内容」の中から、原則として各計上費目（仮設備関係、営繕関係、安全関係及び地域連携）ごとに1内容ずつ（いずれか1費目のみ2内容）の合計5つの内容を選択することとする。

② 現場環境改善費が①の他に積上計上されている場合は、発注者の指示に従い実施のこと。

(3) 工事完了時には、現場環境改善の実施写真を提出するものとする。

(4) 本工事は、「建設工事における「快適トイレ」設置の試行要領（長野県建設部）」を適用する工事です。（設計金額8,000万円以上で原則実施）

(5) 本工事は、「誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事試行要領（長野県建設部）」を適用する工事です。（発注者が指定し実施）

(2) 建築工事の場合

8 その他

・本工事は、「誰もが働きやすい現場環境づくりモデル工事試行要領」を適用する工事です。（発注者が指定し実施）

試行要領：<https://www.pref.nagano.lg.jp/gijukan/daremoga/daremoga.html>

(別紙－6)

現場環境改善費実施計画表

計上費目	チェック欄	実施する内容	現場で実施する内容
現場環境改善 (仮設備関係)	1	用水・電力等の供給設備	
	2	緑化・花壇	
	3	ライトアップ施設	
	4	見学路及び椅子の設置	
	5	昇降設備の充実	
	6	環境負荷の低減	
		その他	
現場環境改善 (営繕関係)	1	現場事務所の快適化 (女性用更衣室の設置を含む)	
	2	労働宿舍の快適化	
	3	デザインボックス (交通誘導警備員待機室)	
	4	現場休憩所の快適化	
	5	健康関連設備及び厚生施設の充実等	
		その他	
現場環境改善 (安全関係)	1	工事標識・照明等安全施設のイメージアップ (電光式標識等)	
	2	盗難防止対策(警報器等)	
	3	避暑(熱中症予防)・防寒対策	
		その他	
地域連携	1	完成予想図	
	2	工法説明図	
	3	工事工程表	
	4	デザイン工事看板 (各工事PR看板含む)	
	5	見学会等の開催 (イベント等の実施含む)	
	6	見学所(インフォメーションセンター)の 設置及び管理運営	
	7	パンフレット・工法説明ビデオ	
	8	地域対策費 (地域行事等の経費を含む)	
	9	社会貢献	
		その他	